

愛媛で就職する既卒者の皆さん!!

(大学・大学院卒業後1～3年以内の方)

今年度より/
募集対象者
対象企業
拡大しました!

最長7年間!
最大117.6万円支援!

奨学金の返還を 一部助成します!

～ 愛媛県でがんばる皆さんを愛媛県と企業が応援 ～

対象者

※ 事前に本制度に登録する必要があります

- 既卒者 (認定申請日時点で県外に居住し、かつ、認定申請日以降に県内へ移住し、大学等を卒業・修了してから3年以内の間に登録企業へ就職することを予定している方) ※ 専門学校、短期大学卒業者は本制度対象外
- 現在、日本学生支援機構『第一種奨学金』又は『第二種奨学金』の貸与を受けている方

登録企業

※ 対象企業はホームページにてご確認ください

- 登録企業は県HPに掲載します。

令和7年度より、登録条件に「ひめボス宣言事業所として基本認証
もしくは上位認証を受けている事業所」を追加しました。



愛媛県中核産業
人材確保登録企業



助成方法

- 『愛媛県中核産業人材確保登録企業』への就職 + 『登録企業での1年以上継続しての勤務』^{プラス} + 『奨学金の返還』により助成対象となります
- 助成金額は、年間返還額の2/3または16.8万円のいずれか低い額 (7年間で最大117.6万円)
- 助成金は、原則として日本学生支援機構に支払います ※ 返済期間が短くなります

応募方法

- 電子申請 ※ 専用フォームよりご応募ください



応募専用フォーム

お問い合わせ先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県経済労働部産業支援局 産業人材課
TEL 089-912-2509 Mail sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp

愛媛県 奨学金返還支援



詳細はコチラ
(県公式HP)



愛媛県奨学金返還支援制度 Q & A

	Q	A
1	愛媛県出身者以外も対象となりますか？	対象となります。
2	専修学校の卒業生は対象となりますか？	対象になりません。
3	自らが対象となる業種を起業する場合は対象になりますか？	対象になりません。 助成金の交付要件は登録企業への就職です。登録企業の一覧はHPをご覧ください。
4	奨学生証はどのような書類が該当しますか？	日本学生支援機構（JASSO）から奨学生として採用されたときに大学等を通じて交付される「奨学生証」を提出してください。（申請フォームに見本を添付しています。） 奨学生証が提出できない場合は、奨学生番号・奨学金の種類・氏名・貸与期間・貸与月額が分かるもので代用してください。
5	他の奨学金返還支援制度と併用できますか？	原則、併用できません。
6	審査結果はいつ頃通知されますか？	毎年3月末までに、随時通知する予定です。
7	助成対象者に認定された場合、必ず登録企業に就職しなければなりませんか？	助成対象者に認定された場合であっても登録企業への就職を強制させるものではありません。自由に就職活動を行ってください。
8	申請時に申告した就職予定日を過ぎてしまった場合はどうなりますか？	卒業後3年以内の間は助成対象となります。（就職予定日が変更になる場合は、愛媛県産業人材課まで報告してください。）
9	助成対象者の認定を受けた後、卒業後3年を経過した場合はどうなりますか？	卒業後3年以内の間に登録企業に就職しなかった場合は、助成金の交付要件を満たしませんので、下記の電子申請フォームから認定辞退の手続きを行ってください。 https://logoform.jp/form/XG6n/gakusei_jitai
10	3月卒業の場合、卒業から3年を経過した翌月の4月1日に就職する場合は対象になりますか？	卒業後3年を経過した翌月の4月1日付で入社する場合には、対象となります。
11	9月卒業の場合、卒業から3年を経過した翌月の10月1日に就職する場合は対象になりますか？	卒業後3年を経過した翌月の10月1日付で入社する場合には、対象となります。
12	人事異動で県外の事業所に勤務することとなった場合はどうなりますか？	勤務先が愛媛県内に主たる事業所を有する企業である場合は、継続して助成金の交付を受けられます。 愛媛県内に主たる事業所を有する企業でない場合は、県外の事業所等で勤務した期間については、助成金の交付対象になりません。 （県外の事業所に勤務することとなった場合は、愛媛県産業人材課まで報告してください。）
13	県内の登録企業に就職後、別の登録企業に転職した場合の取り扱いはどうなりますか？	当初就職した登録企業に継続して就業していない場合は、助成金の交付要件を満たしませんので、下記の電子申請フォームから認定辞退の手続きを行ってください。 https://logoform.jp/form/XG6n/gakusei_jitai
14	産休や育休、病休となった場合はどうなりますか？	離職していなければ助成金の交付対象となります。ただし、1年間の奨学金の返還実績を有している必要がありますのでご注意ください。
15	奨学金を繰上返還した場合はどうなりますか？	奨学金を繰上返還した場合は、繰上返還した額を含めた1年間の返還実績に基づき、助成額を算出します。（助成額上限16.8万円）
16	奨学金の返還を猶予された場合はどうなりますか？	猶予期間については、奨学金の返還実績を有していないため、助成金の交付対象となりません。（返還を猶予された場合は、愛媛県産業人材課まで報告してください。）
17	奨学金の返還を免除された場合はどうなりますか？	助成金の交付要件を満たしませんので、下記の電子申請フォームから認定辞退の手続きを行ってください。 https://logoform.jp/form/XG6n/gakusei_jitai
18	奨学金の返還を滞納した場合はどうなりますか？	助成金の交付申請時点において、1年間の奨学金の返還実績を有していれば、助成金の交付対象となります。
19	助成金はいつもらえますか？どのように受け取れますか？	助成金の1回目の支払いは、初めて交付申請を行った年度の3月頃を予定しています。助成金は原則として日本学生支援機構に支払い、返済に充当されます。

